特定フロン類を使用した機器類を保有されている皆様へ

2007年10月5日
(2008年3月31日修正)
日吉キャンパス事務センター

研究室・各学校等で購入した特定フロン類 (CFC,HCFC,HFC) を使用した機器の廃棄および, フロン回収が伴う整備について,「フロン回収・破壊法 (特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)」が改正され (平成19年10月1日施行),「フロン回収工程管理票」の提出義務が新たに加わりました。

研究室・各学校等で標記機器類を廃棄または整備をされる場合は充填量の多寡にかかわらず引き受け業者に下記参考 URL の件を伝え, 所定の手続きを経ていただき法令遵守に努めるようお願いいたします。

なお, 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) に指定されている家庭用冷蔵庫, 家庭用ルームエアコンなどについては同法により管理されていますので, この限りではありません。ただし, 除湿機, 冷水機, 製氷機などは同法の管理外でありますので, 注意が必要となります(家電リサイクル料金を徴収されないものはフロン回収工程管理票の提出が必要となります) 。カーエアコンのフロン回収等については, 自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律) に基づき行われます。

日吉キャンパス事務センターにより撤去, 整備した空調機 (エアコン) などについては, 事務センターで手続き, 管理を行います。

ご不明の点は, 日吉キャンパス事務センター運営サービス担当 (内線:30019～30024) または施設環境担当 (同:30040,30042,30043) へご照会ください。

以上

根拠法令　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
(平成十三年六月二十二日法律第六十四号)
http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/index.html

参考URL　http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei/index.html
(フロン回収・破壊法が改正されました！(環境省地球環境局))

用語解説			
	CFC	Chlorofluorocarbons	クロロフルオロカーボン
	HCFC	Hydrochlorofluorocarbons	ハイドロクロロフルオロカーボン
	HFC	Hydrofluorocarbons	ハイドロフルオロカーボン

配布先 (紙媒体による)
第2校舎 (化学教室), 同 (医進化学), 同 (物理学教室), 同 (生物学教室),
理工学部基礎教室, 保健管理センター, スポーツ医学研究センター,
体育研究所, 学生総合センター, 体育会,
研究室 (来往舎), 同 (第3校舎), 同 (第8校舎),
経営管理研究科, 高等学校, 普通部,
慶應学術事業会, 慶應義塾大学出版会, 労働組合, 生協ほか構内業者,